

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書**

京都府知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講じることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条第1項に定める医療措置を講じるよう要請するものとする。

（医療措置等の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、別表1に掲げる医療措置を講じるものとする。

2 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講じるため、個人防護具は、別表2のとおり、乙が備蓄する。

（措置に要する費用の負担）

第4条 前条第1項に基づく措置に要する費用については、京都府の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、病床確保及び発熱外来の実施に係る措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 前条第2項に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第5条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、

国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、乙が、第3条第1項の措置（病床の確保に限る）に係る協定を締結している場合は、電磁的方法（医療機関等情報支援システム（G-MIS））により報告を行うこととし、第3条第1項の措置（病床の確保を除く）に係る協定を締結している場合は、同方法により報告を行うよう努める。

（平時における準備）

第9条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講じるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

（1）乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

（2）措置を講じるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

（3）措置を講じるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこ

れを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 京都府知事 西脇 隆俊

乙 住所
医療機関名
管理者名

(別表 1)

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 (目途)	流行初期期間 (発生等の公表から 3 か月程度)		流行初期期間経過後 (発生等の公表から 6 か月以内)	
対応の内容	確保病床数	床	確保病床数	床
	うち重症者用	床	うち重症者用	床
	配慮が必要な患者の受入		配慮が必要な患者の受入	
	精神疾患を有する患者	可・不可	精神疾患を有する患者	可・不可
	妊産婦	可・不可	妊産婦	可・不可
	小児患者	可・不可	小児患者	可・不可
即応化の 期間	甲からの要請後 7 日以内に即応化すること。		甲からの要請後速やかに（2 週間以内を目途に）即応化すること。	

※ 流行初期医療確保措置の対象は、病床数が京都府感染症予防計画により定めた基準（流行初期期間の確保病床数10床以上等）を満たす医療機関とする。

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間 (発生等の公表から 3 か月程度)		流行初期期間経過後 (発生等の公表から 6 か月以内)	
対応の内容	1 日あたり対応可能 人数	人/日	1 日あたり対応可能 人数	人/日
	検査（核酸検出検査） の実施能力	件/日	検査（核酸検出検査） の実施能力	件/日
			かかりつけ患者以外の 受入可否	可・不可
			小児の受入可否	可・不可
即応化の 期間	甲からの要請後速やかに（1 週間以内を目途に）即応化すること。			

※ 流行初期医療確保措置の対象は、京都府感染症予防計画により定めた基準（流行初期期間の 1 日あたり対応可能人数15人以上）を満たす医療機関とする。

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後 (発生等の公表から 6 か月以内)	
自宅療養者への医療提供	電話／オンライン診療又は往診等	可・不可
	健康観察の対応	可・不可
宿泊療養者への医療提供	電話／オンライン診療又は往診等	可・不可
	健康観察の対応	可・不可

高齢者施設等への医療提供	電話／オンライン診療又は往診等	<u>可・不可</u>
	健康観察の対応	<u>可・不可</u>
障がい者施設等への医療提供	電話／オンライン診療又は往診等	<u>可・不可</u>
	健康観察の対応	<u>可・不可</u>

四 後方支援

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後 (発生等の公表から 6 か月以内)	
対応の内容	感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入	<u>可・不可</u>
	感染症患者以外の患者の受入	<u>可・不可</u>

五 医療人材派遣

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後 (発生等の公表から 6 か月以内)			
対応の内容	感染症医療担当従事者数		感染症予防等業務関係者数	
	医 師	人	医 師	人
	看護師	人	看護師	人
	その他	人	その他	人

(別表 2)

品目	サージカルマスク	N95マスク (DS2マスクでの 代替可)	アイソレーシ ョンガウン (プラスチック ガウン含む)	フェイスシー ルド (再生利用可能 なゴーグルの使 用での代替可)	非滅菌手袋
枚数	枚	枚	枚	枚	枚
使用量	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分